

## 市民通報システム投稿の公開に関するガイドライン

市民通報システム（以下、「本システム」という。）の運用にあたり、利用者の投稿については、個人情報やプライバシーに関する事項を慎重かつ適切に取り扱うこととします。

利用者の皆様は、下記の公開ガイドラインをよくご理解いただいたうえで、投稿いただきますようご協力をお願いします。

### 〔公開ガイドライン〕

当システムでは、投稿内容等が下記事項に該当すると判断した場合は、断り無く、その内容を非公開とします。

(1) 個人情報
投稿内容により個人が特定され又は特定され得る（他の情報との照合により個人を特定することができる情報を含む）情報
(2) 個人のプライバシーを侵害又は侵害する恐れのあるもの
個人に関する情報の例 （氏名、住所、メールアドレス、識別可能な顔写真、表札、車のナンバーなど）
(3) 不適切な情報等
・特定の個人、企業、国、地域を誹謗中傷する内容 ・大津市を含む他人になりすますなど、虚偽や事実と異なる内容 ・広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とした内容 ・著作権、商標権、肖像権などの大津市または第三者の知的所有権を侵害する恐れのある内容 ・法律、法令等に違反している内容、または違反する恐れのある内容 ・差別的なもの、差別を助長する恐れのある内容 ・わいせつな表現など、公の秩序または善良の風俗に反する内容 ・位置情報が不正確な内容 ・その他、運用上、他人に不利益を与えるなど、大津市が不適切と判断した内容
(4) 要望等
本システムの目的及び仕組みになじまない行政課題への要望 （道路の新設、大規模な道路拡幅、バス路線の新設、公共施設の使用料の値下げ、騒音や悪臭など）
(5) 大津市以外の案件
・大津市域以外のもの ・民間企業、個人の資産等で大津市の管理権限が及ばないもの